

身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に関する指針について

1.身体拘束の廃止

(1)身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することである。また、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。

したがって当院では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束をはじめとするあらゆる拘束を安易に正当化することはしない。職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持つこと、身体拘束をしないケアを見出すことに努めること、利用者が安心して生活できるように環境を整えていく。

身体的拘束は、原則として高齢者虐待にあたることを理解し、身体的拘束ゼロを目指す取り組みを実施・継続していくために、この指針を定める。

(2)介護保険における基準に関する身体拘束の規定

平成 11 年厚生省令第 39 号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の中の第 11 条 4 項において「施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体拘束)を行ってはならない」とされている。

・身体拘束に当たる具体的な例

- ① 徘徊しないように、車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を用意する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

(3)身体的拘束廃止に関する基本方針

①法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

②高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善

・法人は定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

③高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに当該フロア会議等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

(注:高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項)

④当法人においては、高齢者虐待と同様に、緊急やむを得ない場合であって「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件に該当する場合を除き、いかなる場合においても身体拘束を行なわないケアを行う。

(3) 身体的拘束適正化委員会の設置

- ①身体的拘束適正化委員会は、3か月に1回以上開催することとし、身体的拘束の発生や終了に関する事項がある場合には、必要に応じて随時開催すること。
- ②身体的拘束適正化委員会は、高齢者虐待防止に関する事項についても検討をすること。
- ③身体的拘束適正化委員会は、上記結果を集計・分析を行い病院長・管理者に報告する。

(4) 研修の実施

身体的拘束の適正化等に関する研修について、身体的拘束に関する正しい知識や廃止に向けた考え方について理解を深め、身体的拘束ゼロに向けた取り組みを実施していくことを目的に、年に2回以上の研修を実施する。

(5) 緊急やむを得ない場合の例外三原則について

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供することが原則。しかしながら、以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

切迫性:

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性:

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性:

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(6) 身体的拘束の発生に関する手続き

身体的拘束の実施については、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施された場合のみ限られる。

「緊急やむを得ない場合」の判断については、当該部署の責任者及び病院長の合意の下で行う。その上で、身体拘束適正化委員会において、十分に協議する必要がある。職種や個人による個別的な判断は行わない。

利用者及び家族に対しては、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、実施する期間を十分に説明し、理解を得るように努める。

身体拘束の実施については、その経過観察及び経過記録を記載し、1か月に1回は、身体拘束の廃止に向けた会議を実施する。

高齢者虐待に関する基本的な考え方

2006年(平成18年)4月に『高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)』が施行された。

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為である。いかなる状況であろうとも、人が尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはならない。

高齢者虐待の防止のための取り組みは即ち利用者の人権を守るための取り組みであることを理解する必要がある。施設のご利用者の虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為またはそれを疑われるような行為の禁止を指示するだけで充足さ

れるものではなく、利用者の虐待に至るまでの段階として存在するであろう「不適切なケア」を行わないようにする。

またその不適切なケアを生み出したり放置したりするような背景があればそれを改善する。利用者の人権を守る、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

2..高齢者虐待の定義

(1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と広く捉える。

(2) 高齢者虐待の分類

- ①身体的虐待: 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ②介護の放棄: 放任、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待: 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待: 利用者に猥褻な行為をすること。又は利用者をして猥褻な行為をさせること。
- ⑤経済的虐待: 利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(3) 高齢者虐待防止に関する基本方針

①法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

②高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善

法人は定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

③高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するように努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに当該フロア会議等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。(注: 高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項)

④当法人においては、高齢者虐待と同様に、緊急やむを得ない場合であって「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件に該当する場合を除き、いかなる場合においても身体拘束を行わないケアを行う。

(4) 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・施設長: 野呂昇平
- ・主任看護職員: 野呂梨衣
- ・主任リハビリ職員: 佐齊貴志

・その他必要に応じ委員を指名する。

③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④高齢者虐待防止委員会の役割

ア)虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ)虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ)職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ)虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ)虐待が発生した場合の対応に関すること

カ)虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、佐齊貴志とします。

(5) 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

①定期的な研修の実施(年2回以上)

②新任職員への研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

④実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

(6) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

(7) 虐待等が発生した場合の相談報告体制

①入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者となります。

②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

(8) 病院長の責務

病院長及び管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する身体的拘束廃止及び高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者に通報責務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、法人専務理事に報告の上保険者に通報(義務)する。

またこの通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いが行われない。

(注: 高齢者虐待防止法第21条第1項)

(注: 高齢者虐待防止法第21条第6項)

(9) 苦情・ご意見に対する対応について

施設内における虐待の防止を徹底するために、法人内の各事業所は利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注: 高齢者虐待防止法第20条)

(10) 利用者等に対する当該指針の閲覧について

① 当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示する。

② 当該指針は全職員に配布し、周知徹底を図ると共に定期的に研修を行う。

付則

2024 年 5 月 21 日より施行します。